

専門調査会の設置について

平成 28 年 3 月 15 日

男女共同参画会議

平成 27 年 12 月に閣議決定した第 4 次男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく各府省の取組を促進するため、以下の専門調査会を設置し、専門委員等による検討を行う。

【重点方針専門調査会】（新設）

基本計画Ⅳ 2 ①から③（別紙参照）に基づき、施策の実施状況を監視し、政府が定める「女性活躍加速のための重点方針」（以下「重点方針」という。）に盛り込むべき事項について調査検討する。また、「重点方針」に基づく各府省の予算概算要求等の状況について調査検討する。

さらに、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査検討する。

【女性に対する暴力に関する専門調査会】（継続）

配偶者からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等の各分野を念頭に置きつつ、暴力防止や被害者支援などの今後の施策の在り方などについて、調査検討する。

上記のほか、今後、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項等に関し調査検討する必要がある場合には、機動的に専門調査会を設置する。

※基本問題・影響調査専門調査会、監視専門調査会及び計画策定専門調査会は廃止。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抜粋）

Ⅳ 推進体制の整備・強化

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

施策の基本的方向	
政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。この際に、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。	
具体的な取組	担当府省
① 基本計画における主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。	内閣府、関係府省
② 毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。	内閣官房、内閣府、全府省
③ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。	内閣府、外務省、関係府省